

景気対策特別融資（中東情勢対応特別資金）

広島市では、中東情勢の不安定化に伴い、厳しい経営状況におかれている中小企業等を支援するため、「景気対策特別融資（中東情勢対応特別資金）」を新設しました。

※ 暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご 利 用 いただける方	広島市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、次のいずれかの条件に該当する方 ① 中東情勢の影響に伴い、最近3か月間の月平均売上額が最近3か年のいずれかの年の同期に比べて20%以上減少している ② 中東情勢の影響に伴い、最近3か月間の月平均売上総利益率が最近3か年のいずれかの年の同期に比べて20%以上減少している ③ 中東情勢の影響に伴い、最近3か月間の月平均営業利益率が最近3か年のいずれかの年の同期に比べて20%以上減少している ④ 中東情勢の影響に伴い、令和8年7月から10月7日の間に景気対策特別融資（信用保証協会の保証付）を利用し、当初申請時に①～③のいずれかの条件を満たしており、本融資への借換をする
資 金 使 途	運転資金（「ご利用いただける方」の条件①～③に該当する場合） 既往保証付景気対策特別融資の返済資金（同条件④に該当する場合）
融 資 限 度 額	3,000万円以内
融 資 期 間	5年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	年1.3%以下
信 用 保 証	広島県信用保証協会の信用保証付きとする（一般保証利用）
信用保証料率	広島市中小企業融資制度の保証料率【料率A】（信用保証協会の所定料率） 当初融資分の保証料の全額を免除します。 ※広島市による補助により免除します。なお、保証料上乘せ分や条件変更時の変更保証料等は免除の対象外です。
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会の所定の方法による。
取 扱 期 間	令和8年10月8日（木）から令和8年12月28日（月）保証承諾分まで ※ 保証料補助にかかる予算額の上限に達した場合は、上記期間より前に終了する場合があります。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融 資 手 続 等	次の書類を添付して、取扱金融機関へ申込をしてください。 ① 「景気対策特別融資承認申請書（中東情勢対応特別資金）」 2部 ② 法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 組合：定款 ③ 最近の1期分の決算書又は確定申告書の写し ④ 景気対策特別融資用売上額等確認表（中東情勢対応特別資金） ⑤ 許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） ⑥ 中東情勢影響の確認書類（仕入伝票、発注書、納入遅延通知書、価格改定表 等） その他の必要書類については、取扱金融機関等の指示に従ってください。
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課 ☎（082）504-2236

※ 融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

※ 本融資は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。